

# 北網島小学校いじめ防止基本方針

平成30年2月改定

下線部は、主な改訂部分

## 第1章 いじめの防止に向けた学校の考え方

### 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめを広くとらえており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要。

### 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

#### (1) 基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

#### (2) 方向性

・いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。

・子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校は、学校だけで問題を抱え込むことなく、保護者はパートナーという基本認識に立ち、保護者や地域、行政機関と連携し、それぞれがその役割を自覚し、主体的かつ相互に協力していじめの未然防止、早期発見・早期対応、適切な対処・措置を進めることができるようにする。

・子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

## 第2章 学校いじめ防止対策委員会の設置

### 1 学校いじめ防止対策方針検討委員会

- (1) 組織 B委員会 「人権・福祉・キャリア委員会」がこれを兼ねる。
- (2) 活動内容 北綱島小学校におけるいじめ防止対策の基本方針を検討し全校に周知する組織として、いじめ防止対策方針検討委員会を常設する。(月1回)
  - ① 北綱島小学校いじめ防止基本方針の立案、検討、提案
  - ② 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行、人権講話の企画と実施、アンケート調査、担任と児童の一対一面談「あのねタイム」の計画、実施。
  - ③ PDCAサイクルに基づく、学校いじめ防止基本方針の見直し、改訂

### 2 いじめ防止対策委員会

#### A 常設委員会

- (1) 組織 職員会議がこれを兼ねる。
- (2) 活動内容
  - ① 学校いじめ防止基本方針検討委員会が作成した本校いじめ防止基本方針案及び年間計画の協議検討、いじめ解決のための生活アンケート結果の把握と検討
  - ② いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集とその対応についての情報共有と共通理解を図る。また、いじめを受けた児童に対する指導の体制や対応方針、解消に向けての取り組み、保護者との連携等についても共通理解を図る。検討、情報共有、共通理解された事項について記録を取る。

#### B 臨時委員会

- (1) 組織 校長 副校長 児童支援専任 教務主任 学年主任 養護教諭 関係職員  
必要に応じて学校カウンセラーやSSWの参加を求める。
- (2) 活動内容
  - ① いじめの疑いがある段階で、直ちに開催し、いじめの認知及び指導方針の確認、決定を行う。認知、確認、決定された事項について記録を取る。

## 第3章 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### 1 いじめ未然防止対策

- (1) いじめの未然防止のため、いじめの起きにくい、いじめを許さない環境をつくるために善悪の判断を「思いやりの心 三か条」に立ち返って考えるように指導する。

思いやりの心 三か条

- 1 自分がされてうれしいことは、進んでしましょう。
- 2 自分がされていやなことはしないようにしましょう。
- 3 知恵と勇気で問題解決!

- (2) あたりまえのことがあたりまえにできることを学校生活の基本として定着させる。

北綱っ子 三か条

- 1 北綱っ子は進んであいさつをします。
- 2 北綱っ子は、時間をきちんと守ります。
- 3 北綱っ子は、人の話をしっかり聞きます。

- (3) きたつなハンドブック（児童）・指導上の確認事項（北綱スタンダード教師版）の実践により、いじめの起きにくい学級、学校づくりを行う。北綱島特別支援学校との交流を通し、「ふれあい、認め合い、共に生きる子」の育成をめざす。
- 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子ども会議を受けて、北綱会議においていじめ防止について話し合う機会を設ける。発達段階に応じていじめを防止する取り組みが実践できるよう指導、支援する。

① 児童の活動

- ・特別支援学校と交流
- ・横浜子ども会議へ参加
- ・北綱会議の取り組み(人権週間に向けて)

② 職員の活動

- ・横浜プログラム実施（年2回）・職員いじめ防止対策研修
- ・人権週間の実施
- ・次年度いじめ防止対策方針検討【学校いじめ防止対策方針検討委員】

## 2 いじめの早期発見

(1) 教職員による日常の子どもの見取りと情報の共有

いじめを早期発見できるように、教職員が子どもと向き合う時間をできる限り確保し、子どもが発する小さなサインを見逃さないようにする。

子どもの状況について、学年研究会、職員会議等の機会を通して、教職員間で情報の共有を図る。

(2) アンケートによる児童の実態把握

Y-P アセスメント、学校生活アンケート、市一斉いじめ解決のための生活アンケート等を実施することで、児童の実態を把握し、いじめやいじめの前兆の発見に努める。

(3) 相談体制の整備

子どもや保護者が困ったときの相談先には、担任のほか、学年教職員、児童支援専任教諭、養護教諭、管理職等、様々な相談先があることを周知する。学校カウンセラーの相談来校日を学校日より等で周知する。

## 3 いじめに対する措置

(1) いじめ防止対策委員会を即刻開き、情報共有、対応方針、記録、組織的な対応を行う。

① 初期対応

- ・被害児童からの丁寧な聞き取りと心のケア
- ・被害児童の意向を生かした正確な実態把握と加害者への聞き取り及び指導
- ・被害児童の保護者への説明及び意向の確認
- ・被害児童の保護者の意向を生かした加害児童の保護者への説明及び指導の依頼

② 被害児童及び保護者への支援

- ・被害者の心情を理解したうえで、事実を正確に把握するとともに、被害児童の安全・安心の確保に全力をつくす。また、保護者との信頼関係を大事にし、いじめ克服に向けた連携を取る。

③ 加害児童及び保護者への指導・支援

- ・加害児童に事実を正確に認めさせ、二度と同じことをしないという気持ちを醸成し、また、加害児童の背景にある不満・不安・ストレスを認識し保護者とともに今後の加害児童の心の安定について共に考える。

④ 状況に応じて関係機関(警察・児童相談所等)との連携を図る。

(2) 開かれた学校づくりを推進し、日頃から学校の教育活動や児童の様子を発信し、保護者や地域社会からの理解や協力を得るように努める。

#### 4 いじめの解消の要件

(1) いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること

① 継続して当該児童や保護者から学校や家庭での様子を聞き取る

② 職員間の情報共有

③ 必要に応じてアンケートを行い、周りの児童から聞き取る

(2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

① 継続して当該児童や保護者から学校や家庭での様子を聞き取る

② 日頃の当該児童の生活の様子を把握する

#### 5 研修の実施

学校は、いじめの問題に適切に対応していくため、児童理解についての研修、いじめの防止の対応に向けた研修、法の確実な運用を行うための研修を計画的に行う。

#### 6 学校運営協議会等の活用

学校は、学校運営協議会、PTA 役員会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、連携協働して解決仕組みづくりを推進する。

#### 7 取組年間計画

学期	月	教職員	児童	年間通しての活動
前 期	4	いじめ防止基本方針の確認 いじめ防止対策委員会の設置 年間計画の立案	児童会活動のテーマと年間計画の作成 特別支援学校との対面式（1年）	☆横浜プログラムの取組 ☆なかよし交流（たてわりグループ） ☆ともだち交流（特別支援学校と）
	5	人権・特別支援教育研修会	合同運動会	
	6		支援学校との車椅子操作体験（2年） 支援学校とのレクリエーション（3年） <b>横浜プログラムの取組（6月）</b> 横浜子ども会議参加児童の選出（6年代表児童）	
	7	人権研修会	支援学校とのレクリエーション（4年） 人形劇・ふれあい給食（2年） 横浜子ども会議参加と報告	の交流） ☆ふれあいタイム
	8	合同人権研修会（特別支援学校のサマースクールへの参加）		

後 期	9	学校生活アンケートの実施	支援学校とのレクリエーション（4年） なかよしグループ活動 啓発学習（5年）
	10	横浜プログラムの紹介	横浜プログラムの取組（10月）
	11	いじめ防止対策方針検討委員会 （人権週間の取り組みについて）	いじめ防止について（北綱会議 人権 週間の取り組み） なかよしグループ活動
	12		人権週間（講演）

## 4章 重大事態への対処

### 1 重大事態の定義 いじめ防止対策推進法第28条

○いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

○いじめにより相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

○児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき

### 2 重大事態の判断と報告

重大事態と思われる事案が発生した場合には、疑いが生じた段階で、学校は直ちに横浜市教育委員会に報告する。

## 第5章 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合には、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

学校いじめ防止対策基本方針の改定後は、必ず学校のホームページで公表し、保護者や地域が基本方針の内容を確認できるようにする。入学時、各年度のはじめには、「学校いじめ防止基本方針」を児童、保護者、地域、関係機関等に説明する。（学校説明会、学校運営協議会等）

#### 【 相談窓口 】

北綱島小学校

一般教育相談

いじめ110番

横浜市青少年相談センター

電話児童相談室

横浜いのちの電話

北部児童相談所

こどもの人権110番

#### 【 電話番号 】

045(542)9248

045(671)3726

0120—671—388

045(260)6615

045(260)4152

045(335)4343

045(948)2441

0120—007—110

#### 【 担当等 】

児童支援専任教諭

横浜市教育総合相談センター

（24時間受付）

（24時間受付）